事 前 評 価 調 書

I 事業概要															
事	業名	交通安全対策事業(自転車歩行者道設置)													
地	区名	一般児	ー般県道 赤羽根野田線												
事	業箇所	たはらしのだちょう 田原市野田町地内													
事業のあ らまし		な名 ・当記 学路 は、	 ・本路線は、渥美半島を横断する道路で、一般国道 42 号と 259 号を連結する幹線道路として重要な役割を持っている路線である。 ・当該区間内には野田小学校が、また、区間の西側には野田中学校もあり、これら小中学校の通学路となっているが、片側に幅員が狭小な歩道しかないため、路線の歩道がない側に住む学童は、道路を一端迂回し、歩道橋を通って通学している。 ・そのため、円滑に通行できるように、本事業で路線の両側に自転車歩行者道を設置することにより、歩行者及び自転車の安全を確保するものである。 												
事業目標		① 步 ② 危	【副次目標】												
事	業費		事未負 1.0億円		内訳 ■工事費 0.4億円、■用補費 0.4億円、■その他 0.2億円										
 事業期間		採択 3	T. 0 徳円 ■工事資 0.4 徳円、■用補資 0.4 徳円、■その他 0.2 徳円 採択予定年度 平成 29 年度												
	業内容		・自転車歩行者道設置工 L=150m、W=3.5m												
Ⅱ評価															
①事業の必要性	1) 必要性 判定		・当該区間は、小中学校の通学路としても利用されているが、幅員が狭小な歩道しかなく、また、自転車と歩行者が混在して通行しており、危険な状況となっている。 ・歩行者及び自転車と車両を分離するとともに必要な幅員を確保するため、自転車歩行者道の設置が必要である。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。												
	1 1 11	÷1	【理由】 現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。												
②事業の実効性	1) 事業計画			調本 . **	y #+			H29	H30	H31	НЗ	2	Н33		
			調査・設計					4	1.0	4	•	•			
	2) 地元 意形		・市の通学路交通安全プログラムの対象となっている。地元からの強い要望もあり、地元の 合意形成は図られている。												
	判定		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。												
	1370		【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。												

Ⅲ 対応方針

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況及び歩行者等の安全性の変化、危険通学路の解消状況。